

令和8年4月における入札・契約制度の改正（概要）

I 入札・契約制度の改正

1. 令和8年度建設工事格付の更新

令和8年3月1日現在の最新の経営事項審査に係る総合評定値に基づき、格付を更新する。

2. 一般競争入札の金額基準見直し

早期着工と事務効率化の観点から、一般競争入札の対象基準を、建築一式工事は予定価格5,000万円以上に引き上げ、その他の工種は現行どおり1,000万円以上とする。

3. 入札・契約事務取扱要領の改正

上記1・2の変更を反映するほか、離島地域（沼島）における工事不調対策として、格付によらない業者選定を可能とする特例を設定する。

4. 測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格算定式の改定

これまで一律に予定価格の60%としていた測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格について、国土交通省の算定基準に準拠した算定方法に改める。

5. 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置の実施

令和8年3月の公共工事設計労務単価の改定に伴い、旧労務単価等を適用して予定価格を積算している工事請負契約等について、新労務単価等に基づく契約に変更できる特例措置を実施する。

6. 南あわじ市公共工事前金払取扱要領の改正

複数年度契約の前金払算出基準を明確化し、例外適用の要件を厳格化する。

7. 契約約款の改正

遅延利息等の率を3.0%へ改定するほか、工事工程表の提出期限を契約締結後7日以内から10日以内へ延長する。

II 公表

1. 公共工事発注見通し

令和8年度における予定価格（設計額）が250万円を超える公共工事の発注見通しを公表する。

2. 随意契約発注見通し（シルバー人材センター等）

令和8年度における地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約について、発注見通しを公表する。（契約締結後に契約内容を公表）

※その他、詳細については、令和8年度入札・契約事務取扱要領（令和8年4月1日施行）をご覧ください。

【お問い合わせ先】

南あわじ市総務部財政課 入札契約係

TEL 0799-43-5210

FAX 0799-43-5310